

資料 7 市民の声を活かす条例の考え方（抜粋）

■第 4 章 市民参加制度調査審議会

第 28 条（設置）について

第 28 条 次に掲げる事項について市の機関の諮問に応じ、又は市の機関に建議するため、石狩市市民参加制度調査審議会（以下「調査審議会」という。）を置く。

- (1) この条例の改正又は廃止に関する事項
- (2) この条例に基づく規則等の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 市民参加手続の実施及び運用の状況の評価に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項

- ・ この条例は、広い範囲にわたる市の行政活動を対象とした市民参加の制度を定めることにより行政活動への市民参加を推進しようとするものですが、この制度は今後、市民のニーズなどを反映してどんどん改良していかなければならないものと思われます。しかし、「行政活動への市民参加を進めるためにはこれがベストの制度だ」という答えがどこかに用意されているものでもないため、制度を改良するに当たっては、石狩市にとってはどのような市民参加制度が望ましいかという観点から市民と市職員が率直に話し合い、制度の運用状況や市民の関心のあり方などを不断にチェックして、改めるべき点は改めていくといった作業の中からその答えを見つけていかなければならないものと思われます。このような作業を行う場として、新たに市民参加制度調査審議会を設置するものです。

調査審議会は、①この条例の改正・廃止、②この条例に基づく規則その他の規程（市民参加手続の運用細目（第 6 条第 3 項）、公聴会の運営に関する規則（第 22 条第 3 項）、市民参加手続の実施基準の細目（別表）など）の制定改廃、③必要な案件について十分な内容の市民参加手続が実施されたかなどの点についての評価、④その他行政活動への市民参加の推進に関し必要な事項について検討しますが、市の機関からの諮問に応じるだけでなく、例えば、市民参加手続の実施状況などから制度がうまく機能していないと感じられるときなどには、調査審議会の発意により市の機関に建議する機能も持つものとしています。

第 29 条（委員）について

第 29 条 調査審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員 15 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内において活動する団体が推薦する者
- (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって市長が行う公募に応じたもの
- (4) 市職員

- 2 委員の男女別の数は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないようにするものとする。
- 3 市長は、第1項第3号に掲げる委員の数が5人を下回らないこととなるよう努めるものとする。
- 4 市職員である委員の数は、2人を超えることはできない。

- ・ 調査審議会での検討は、市民の健全で多様な感覚に基づいて行う必要があると考えられることから、委員数の上限は市の附属機関としては比較的多い15人とした上で、公募委員は5人以上とするよう努めることとしました。また、石狩市では市職員は附属機関の構成員から除外することを原則としていますが、調査審議会は市民と市職員が率直に議論する場として位置付けられていることから、例外的に2人を上限として市職員も委員に加えることとしています。なお、提言書では調査審議会事務局の意向が議論を左右するのを防ぐため、市職員である委員は事務局担当部局以外から選任することとされていましたが、調査審議会での検討を中身の濃いものにするためには、事務局担当部局に所属していたとしても行政活動への市民参加を進めることに関連する業務に就いている職員をメンバーとすることがより望ましいものと判断し、こうした規定は設けないこととしました。

また、第2項では委員の男女比はともに4割以上とすることを明記し、第12条第2項の趣旨をこの調査審議会にも反映するとともに男女共同参画社会の形成を目指す市の方針との整合も図っています。